

○芦屋町交通安全推進協議会設置条例

平成17年3月28日条例第9号

改正

平成20年12月25日条例第48号

平成22年6月23日条例第35号

芦屋町交通安全推進協議会設置条例

(設置)

第1条 芦屋町における交通安全の推進について、関係行政機関及び団体と連絡協調し適切な措置を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を推進する。

- (1) 交通安全思想の高揚に関すること。
- (2) 交通安全教育の推進に関すること。
- (3) 交通安全運動の推進に関すること。
- (4) 関係機関及び団体に対する交通安全対策の推進に関すること。
- (5) その他交通安全の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときの用件を欠くに至ったときは、当該委員は、その職を失う。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）で定めるところにより支給する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1人副会長2人を置き、会長は町長とし、副会長は委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境住宅課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第48号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日条例第35号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

町長	1人
議会	1人
教育委員会	1人
小学校	1人
中学校	1人
4校PTA連絡協議会	1人
幼稚園・保育園	1人
老人クラブ連合会	1人
自衛隊	1人
商工会	1人
区長会	1人
婦人会	1人
建設組合	1人
石油組合	1人
北九州市交通局	1人
西日本鉄道（株）	1人
北九州県土整備事務所	1人
折尾警察署	1人
交通安全協会	2人